

国立大学法人奈良教育大学大学入試センター試験実施委員会規則

平成17年2月24日

制 定

改正 平成18年8月30日規則第79号

改正 平成24年3月22日規則第22号

(趣旨)

第1条 国立大学法人奈良教育大学学則（平成16年奈良教育大学規則第1号）第12条第3項の規定に基づき、国立大学法人奈良教育大学大学入試センター実施委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(審議事項)

第2条 委員会は、大学入試センター試験（以下「試験」という。）に関する次の各号に掲げる事項について審議する。

一 試験の実施に当たっての基本方針の策定及びその運用に関すること。

二 次に掲げる試験実施の具体的計画に関すること。

ア 試験場及び試験室の設定

イ 試験監督等試験実施に必要な人員の選出及び配置

ウ 問題冊子等の搬送及び保管

エ 受験案内の交付

オ 試験の実施

カ 答案の整理及び発送

キ 追試験受験者の認定

三 その他試験の実施に関し必要なこと。

(組織)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

一 学長

二 副学長（教育担当）

三 学長補佐（入試担当）

四 学長指名による入試室員

五 学長が指名する教員 若干名

六 入試課長

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

2 委員長は、学長をもって充てる。

3 委員長に事故あるときは、副学長（教育担当）がその職を代行する。

(委員会)

第5条 委員会は、委員長が召集し、委員長が議長となる。

2 委員会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数の賛成をもって決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第6条 委員会は、必要に応じて委員以外の者の出席を求めて意見を聴くことができる。

(学長への報告)

第7条 委員会で決定した重要な事項は、学長に報告する。

(事務)

第8条 委員会の事務は、入試課が処理する。

(雑則)

第9条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成17年2月24日に施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年規則第79号)

この規則は、平成18年8月30日に施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則 (平成24年規則第22号)

この規則は、平成24年4月1日から適用する。